

# 『住民税均等割のみ課税世帯・子育て世帯加算給付金』のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※<sup>1</sup>でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※<sup>2</sup>以外に避難中の方も、『住民税均等割のみ課税世帯・子育て世帯加算給付金』をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※ 1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※ 2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

## 支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し支給します。

### 住民税均等割のみ課税世帯給付金 (1世帯あたり10万円)

- 世帯全員が令和5年度住民税「均等割のみ課税者」の世帯または「均等割のみ課税者と均等割非課税者」の世帯

### 子育て世帯加算給付金 (児童1人あたり5万円)

- 令和5年度「住民税非課税世帯」または「住民税均等割のみ課税世帯」
- 避難世帯が連れて避難している18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童

## 申請期限

令和6年5月31日(金)まで ※消印有効



給付金をかたった**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

## 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

**Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。  
私は給付金を受給できませんか？**

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。  
子育て世帯加算給付金についても、子を連れて避難している場合は受給できます。

### DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

**Q 配偶者からDVを受け避難しています。  
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？**

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が対象要件を満たす場合には受給できます。

**Q 現在の住まいでの受給には、  
どのような手続きが必要ですか？**

A 申請書の請求や手続きについては、下記のお問い合わせ先にご相談ください。



給付金概要是  
こちら

### お問い合わせ先



岡山市補足給付金センター  
**0120-216-805**

【受付時間】8時30分～17時（土日祝除く）

【担当】

岡山市物価高騰給付金事務局  
〒700-8544  
岡山市北区大供一丁目1番1号